

# 要 望 書

(教育関係)

令和2年8月

佐 賀 県 市 長 会

令和2年度 教育関係要望事項

〔計 5件〕

○教育庁関係

- 1 学校の ICT 環境整備に係る財源措置と教職員支援及び市町への  
細やかな情報提供について【重点】……………P 1
- 2 特別支援教育の推進に係る支援について……………P 2
- 3 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の増員配置について……………P 4
- 4 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について……………P 5
- 5 小学校における外国語教育の充実について……………P 6

1 学校の ICT 環境整備に係る財源措置と教職員支援及び市町への細やかな情報提供について

ICT機器等の環境整備については、令和元年度からGIGAスクール構想により、1人1台の端末整備をするための補助制度が創設されました。

その補助の前提条件として、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を実施する必要がありますが、本計画に基づく整備にあたっての財政支援は地方交付税措置であるため、市町村間で、ICTの環境に大きな格差が生じることとなり、一律にGIGAスクール構想の実施を行うことが困難な状況となっております。

そのような中、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、長期にわたって休校した場合においても、平等に教育を受けるためのICT環境の整備が急務であるとして、国においてはGIGAスクール構想の加速化を図られているところです。

このことから、ICT環境整備にあたっては以下のとおり要望します。

- ICT環境等の整備・更新・維持については、全国の児童・生徒が格差ない環境を享受できるよう、国庫補助等直接かつ十分な財政措置が講じられるよう国への働きかけを行うこと。
- 整備と推進にあたっては、教職員の資質向上が不可欠であり、県においても十分な教職員支援対策を講じること。
- 市町が県と同様に整備促進を図るためには、県の取組状況等の把握が不可欠であり、今後とも、県からの細やかな情報提供を行うこと。

関係法令等  
GIGA スクール構想

---

## 2 特別支援教育の推進に係る支援について

---

特別支援学級や通級による指導を必要とする児童生徒の増加や、通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応など、インクルーシブ教育の理念に基づき、多様な子どものニーズに的確に応えていくため、人的及び物的な施設面での充実が喫緊の課題です。

本年度より、佐賀県全体における特別支援教育アドバイザー養成研修の実施はもとより、県内の一部自治体においては特別支援エリアリーダーの配置も頂いたことから、これらを活用し、特別支援教育の充実を図っていきたいと考えております。

一方で、公立小中学校に入学する配慮を要する児童生徒が大幅に増えている現状に対し、支援員の財政措置及び学校施設・設備の整備については十分であるとは言えない状況であることから、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 教育支援委員会において特別支援学校に就学することが望ましいと判断された児童生徒が、特別支援学級に就学した場合には、国及び県が教職員の加配により支援すること。
- 児童生徒の個性に応じたきめ細やかな対応を行うため、特別支援学級の定員を現行の8名から半数以下に見直すこと。特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級については、定員を3名までとすること。
- 通級指導教室を希望する児童生徒が増加していることから、通級指導教室の新たな設置については、地域のバランスを考慮すること。
- インクルーシブ教育システム構築に必要な環境整備に関する支援策を講じること。
- 特別支援教育支援員の配置については、財源及び使途の明確化の観点から、交付税による財政措置ではなく、国庫補助による支援を行うとともに、

県としても独自の財政支援を講じること。

#### 関係法令等

- ・発達障害者支援法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

---

### 3 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の増員配置について

---

例えば、鳥栖市学校給食センターでは、1日平均提供食数約5,300食を提供するとともに、可能な限りの手作り給食、食物アレルギーのある児童へのきめ細かな対応を運用の柱としているところです。また、体制につきましては、本年度は県教委の配慮により2名増員の栄養職員4名（栄養教諭3、学校栄養職員1）の配置となっております。

このような加配配置により、それまでほぼ実践することが出来なかった食育授業などに徐々に取り組み、児童へ「食の大切さ」や「行事と食の関わり」「食事のマナー」などに時間がさける状況が見えてきた一方で、延べ123名の食物アレルギー児童への対応及び栄養管理、衛生管理、物資管理等の給食提供のための基本業務を日々こなしていくことを考えると、栄養職員4名体制でも厳しい状況が続くものと想定されます。

このことから、今後も可能な限りの手作り給食、安全で安心なアレルギー食対応、栄養管理、衛生管理、食育授業などを行っていくためにも、栄養職員の増員（加配）配置を要望します。

関係法令等

・学校給食法、学校教育法、食育基本法

---

#### 4 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について

---

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、親と教員だけで解決できないことも多く、抱えている問題・悩みによっては、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉に関する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が求められ、年々必要性を増しているところです。

しかしながら、学校にあっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（以下、スクールカウンセラー等）の相談時間が短いこと、相談日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないこと、更には児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくいなどの課題があります。また、現在、中学校での活用頻度が多いため、小学校まで十分対応ができない状況にあります。

このことから、以下の改善等を要望します。

- 小学校においては、現在、各学校あたり月1回程度の活用から週1回もしくは2週間に1回に拡充すること。
- スクールカウンセラー等の相談時間数を増加すること。
- 中学校において増加する問題行動等の未然防止といった観点から小学校における配置・活用等を拡充すること。

関係法令等

---

## 5 小学校における外国語教育の充実について

---

学習指導要領において、小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入し、その充実にあたっては、新教材の整備、研修、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備をすることと明記されています。

また外国語教育においては、小・中・高等学校での一貫した教育が必要であることから、①「聞くこと」②「読むこと」③「話すこと〔やり取り〕」④「話すこと〔発表〕」⑤「書くこと」の5つ領域で目標が設定されるとともに、授業時限も増加しています。

しかし、小学校で教科として英語を教えるのは初めてのことであり、英語の免許を持つ小学校教員は少なく、ALT（外国語指導助手）等に頼らざるを得ない状況です。

ALTの任用については、JETプログラムを活用することで普通交付税措置が、また、ALTの世話役（JETプログラムコーディネーター）の配置についても特別交付税措置がされています。しかし、JET-ALTの現地での生活（住居・移動手段の確保、生活全般のサポートなど）は全て市町村に委ねられており、JETプログラムコーディネーターの配置だけでは補えない事務等が多く、任用人数が増えるにつれ自治体の事務負担も多大となるため、民間のALT派遣業者に業務委託せざるを得ない状況となっています。

学習指導要領には外部人材の活用などの条件整備をすることと明記されていることから、地域におけるALT任用の推進を図るため、JETプログラムのみならず、民間のALT派遣業者等の活用も含めた制度改善と財政措置の充実について国への働きかけを要望します。

関係法令等

・新学習指導要領



令和2年8月28日

佐賀県知事

山口 祥 義 様

佐賀県市長会

会長 秀 島 敏 行